

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二十四号）

抄

（第十六条関係（平成十七年十月一日施行））

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（<u>企業年金連合会への準用</u>）</p> <p>第八十五条 附則第八十二条から前条までの規定は、<u>企業年金連合会</u>が支給する老齢年金給付について準用する。</p>	<p>附 則</p> <p>（<u>厚生年金基金連合会への準用</u>）</p> <p>第八十五条 附則第八十二条から前条までの規定は、<u>厚生年金基金連合会</u>が支給する老齢年金給付について準用する。</p>